

# 団 長 会 記 録

1 開催日時 令和5年12月18日(月) 10:46～11:07

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

## 3 出席者

### (1) 出席議員

議長 加藤元弥、副議長 亀井たかつぐ、自民団長 柳下剛、立民団長 斉藤たかみ、  
未来団長 近藤大輔、立憲団長 赤野たかし、公明団長 谷口かずふみ、維新団長  
さとう知一

### (2) 議会局出席者

局長 浦邊哲、副局長兼総務課長 高瀬正明、管理担当課長兼総務課副課長 佐藤徹、  
経理課長 奥澤陽一、参事兼議事課長 井上実、政策調査課長 林弘幸

## 4 議 題

### (1) 政務活動費連絡会報告書について(資料1、資料2)

「政務活動費連絡会報告書」について、田中徳一郎政務活動費連絡会座長から資料1のとおり説明があり、報告書の内容について了承された。

次いで、議会局から、政務活動費に係る書類の議長への提出方法について資料2のとおり説明があり、案のとおり申し合わせることで決定した。

### (2) 議会改革検討会議報告書について(資料3)

議会局から、「議会改革検討会議中間報告書」について資料3のとおり説明があった。

### (3) 議員の請負の状況の公表について(資料4)

議会局から、資料4に基づき、次のとおり説明があった。

- ・ 地方自治法が改正され、議員に係る請負に関する定義の明確化が図られるとともに、議員個人の請負について、年間300万円の範囲内で可能となった。
- ・ 国会の附帯決議及び総務大臣通知により、各地方公共団体は、請負の状況の透明性を確保するために取り組むことが適切とされた。
- ・ 全国都道府県議会議長会から、その取組例として議員の請負の状況の公表に関する規程(例)が示され、本県議会においても、その例をもとに、議員の請負の状況の公表に関する規程を制定することとしたい。
- ・ 同規程は、令和6年4月1日を施行日とし、令和6年度の会計年度における請負から適用することとしたい。

議長から、「3 本県議会の対応(案)」のとおり、同規程を制定することとし、「施行日等」及び「公表等」について同対応(案)のとおりとしてよいか、各党派持ち帰りの上、ご検討いただき、次回の団長会において改めて協議したい旨発言があり、了承された。

**(4) こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（資料5、資料6）**

議会局から、資料5及び資料6に基づき、次のとおり説明があった。

- ・ こども家庭庁長官から、各都道府県知事等あて、こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映に係る通知があった。
- ・ 通知の趣旨は、同法第3条において、基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保などが挙げられるとともに、第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが国及び地方公共団体に義務付けられており、その対象に議会も含まれていることを示すとともに、この内容を議会に周知することを知事に依頼するものである。

なお、これらの詳細については次世代育成課に問合せよう説明があった。

**(5) 令和5年度 議会費2月補正予算要求の概要について（資料7）**

議会局から、令和5年度 議会費2月補正予算要求の概要について、資料7のとおり説明があった。

以上